県　章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
（当日が県の休日に当たるときは休刊とする。）

目　　次

公　告

○大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・３件（中小企業支援課）……１
○都市計画の変更の案を作成することについての公聴会の開催（都市計画・モノレール課）……２

公　　告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の届出に対する法第８条第１項及び第２項の規定による意見の概要について、同条第３項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和７年１月21日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

１　大規模小売店舗の名称及び所在地　ダイレックス石川店　うるま市石川一丁目44番８号
２　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名　ダイレックス株式会社　佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地　代表取締役　五味肇
３　法第８条第１項の規定によるうるま市の意見の概要　意見なし
４　法第８条第２項の規定による意見の概要　意見書の提出なし
５　縦覧期間　令和７年１月21日から同年２月21日まで
６　縦覧場所　沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の届出に対する法第８条第１項及び第２項の規定による意見の概要について、同条第３項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和７年１月21日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

１　大規模小売店舗の名称及び所在地　ダイレックス津嘉山店　那覇市字仲井真375番地１
２　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名　ダイレックス株式会社　佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地　代表取締役　五味肇
３　法第８条第１項の規定による那覇市の意見の概要　意見なし
４　法第８条第２項の規定による意見の概要　意見書の提出なし
５　縦覧期間　令和７年１月21日から同年２月21日まで
６　縦覧場所　沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の届出に対する法第８条第１項及び第２項の規定による意見の概要について、同条第３項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和７年１月21日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

１　大規模小売店舗の名称及び所在地　ダイレックス糸満店　糸満市字潮平611番地７ほか２筆
２　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名　ダイレックス株式会社　佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地　代表取締役　五味肇
３　法第８条第１項の規定による糸満市の意見の概要　意見なし
４　法第８条第２項の規定による意見の概要　意見書の提出なし
５　縦覧期間　令和７年１月21日から同年２月21日まで
６　縦覧場所　沖縄県商工労働部中小企業支援課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第１項の規定により、那覇広域都市計画道路の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

令和７年１月21日

沖縄県知事　　玉　　城　　康　　裕

１　日時　令和７年２月12日　午後７時開始
２　場所　西原町町民交流センター中ホール　西原町字小波津555番地
３　都市計画の変更の案の概要　那覇広域都市計画道路の３・２・14号浦添西原線を変更する。
４　意見陳述の申出の方法　公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の１週間前（令和７年２月５日午後５時）までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
５　書面の提出先　沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は西原町役場建設部都市整備課
６　その他　意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号　098-866-2074

印刷所　沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室）
〒900-8570 那覇市泉崎１丁目２番２号　沖縄県庁地下１階